

## 仮想通貨売買約款

### 第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下 本約款 といいます。）は、GMO-Z. comコイン株式会社（以下 当社 といいます。）がおお客様との間で行う仮想通貨の売買（以下 本取引 といいます。）に適用されるものとします。
- 2 本約款に定めのない事項については、Z. comコイン by GMOサービス基本約款の定めに従うものとします。

### 第2条（定義）

- 1 仮想通貨 とは、次の各号に掲げるものをいいます。
  - (1) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除きます。次号において同じです。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
  - (2) 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 2 余力 とは、おお客様が仮想通貨の購入資金とすることができる金銭の額及び売却することができる仮想通貨の数量をいいます。
- 3 当社ウェブサイト とは、当社が運営するウェブサイトをいいます。
- 4 取引画面 とは、当社がおお客様と本取引を行うために、おお客様に提供する画面をいいます。

### 第3条（自己責任の原則）

おお客様は、本取引に関し、本約款、仮想通貨売買の重要事項説明書 及び当社ウェブサイト上の取引ルールを熟読し、本取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、おお客様ご自身の判断と責任において本取引を行うものとします。

### 第4条（本サービスの利用）

おお客様は、当社が定める口座開設基準を満たすことを条件として、当社が口座を開設した上で、本約款に定める方法により、本取引を行うことができるものとします。

#### 第5条（分別管理等）

- 1 お客様は、当社に本取引を注文するにあたり、当社所定の方法により、あらかじめ仮想通貨の購入資金を当社の口座に入金し、又は売却する仮想通貨を当社が指定するアドレスに送付するものとします。
- 2 当社は、お客様が本取引のために当社に預託した金銭を、銀行の口座（お客様の金銭であることがその名義により明らかな口座）に預金する方法により、自己の固有財産である金銭と分別して管理するものとします。
- 3 当社は、お客様が本取引のために当社に預託した仮想通貨を自己の固有財産である仮想通貨と明確に区分し、かつ、お客様の仮想通貨についてどのお客様の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態で管理するものとします。

#### 第6条（取引価格）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、仮想通貨の取引価格の提示を停止する場合があります。
  - （1）当社の仮想通貨の取引先の全てが仮想通貨の取引価格を提示しなくなったとき。
  - （2）当社の仮想通貨の取引先が提示する仮想通貨の取引価格の全てが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき。
- 2 前項の場合には、注文の受付及び執行の全部又は一部が停止される場合があります。当社は、これによってお客様に生じた損害につき一切責任を負いません。

#### 第7条（注文の受付）

- 1 当社は、取引画面を操作する方法による注文のみを受け付けるものとします。
- 2 お客様の注文は、当社が当該注文を受け付けた時に、有効になるものとします。
- 3 当社は、その保有するリスク等に鑑み適切であると認めるとき（当社の仮想通貨の取引先におけるシステム障害等に起因する場合や仮想通貨に関する状況変化等に起因する場合を含みますが、これらに限られません。）は、いつでも注文の受付を停止することができるものとします。

#### 第8条（注文の指示事項）

お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、次の事項を正確に指示するものとします。

- （1）注文する仮想通貨

- (2) 売買の別
- (3) 注文数量
- (4) その他当社が指定する事項

#### 第9条（注文の取消し及び変更）

お客様は、確定ボタンをクリックした後は、当社が認める場合に限り、注文を取り消し、又は変更することができるものとします。

#### 第10条（注文の執行）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、注文を執行しません。

- (1) 余力が不足しているとき。
- (2) 当該注文が当社の約款、取引ルール等に違反しているとき。
- (3) その他当社が不適切であると認めるとき。

#### 第11条（取引の取消し）

当社は、約定価格が市場実勢を反映していない等、明白な誤りによって取引が成立したと判断した場合には、当該取引を取り消すことができるものとします。

#### 第12条（取引条件の変更）

当社は、天災地変、経済事情の激変、仮想通貨に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、本取引の条件を変更することができるものとします。

#### 第13条（取引内容の確認等）

- 1 当社は、注文の約定後、遅滞なく、本取引の内容を当社ウェブサイトに表示するものとします。
- 2 注文の約定後48時間以内に、お客様が当社に異議を申し立てない場合には、前項の内容に異議がないものとみなします。
- 3 お客様が前項の異議を申し立てた場合には、当社は、本取引に関する記録を確認し、その結果をお客様に報告するものとします。

#### 第14条（取引ルール）

- 1 当社は、本取引に関し、次の各号に掲げる事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。

- (1) 取引対象の仮想通貨
- (2) 注文の数量の制限
- (3) 取引 及び取引時間
- (4) 手数料
- (5) その他当社の約款に定めのない事項

2 当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。